

農地の区分と許可の方針

優良な農地を確保するために、農地の優良性や周辺の土地利用の状況等により農地を5つに分類し、転用については、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機や資産保有の目的での農地の取得は認めないこととしています。

農地区分		許可方針	
		立地基準	一般基準
1	農用地区域内農地 市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可	
2	甲種農地 市街化調整区域内の ・農業公共投資後8年以内農地 ・集団農地で高性能農業機械での営農可能農地	原則不許可（例外許可）	次に該当する場合は不許可
3	第1種農地 ・集団農地（10ヘクタール以上） ・農業公共投資対象農地 ・生産力の高い農地	原則不許可（例外許可）	・転用の確実性が認められない場合 ・周辺農地への被害防除措置が適切でない場合 ・農地の利用の集積に支障を及ぼす場合 ・一時転用の場合に原状回復が確実と認められない場合
4	第2種農地 ・農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ・市街地として発展する可能性のある区域内の農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可	
5	第3種農地 ・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある区域内の農地	原則許可	